

経常収支比率四年連続で上昇

コロナ対策前の二〇一九年度道内市町村決算の概要

辻道雅宣

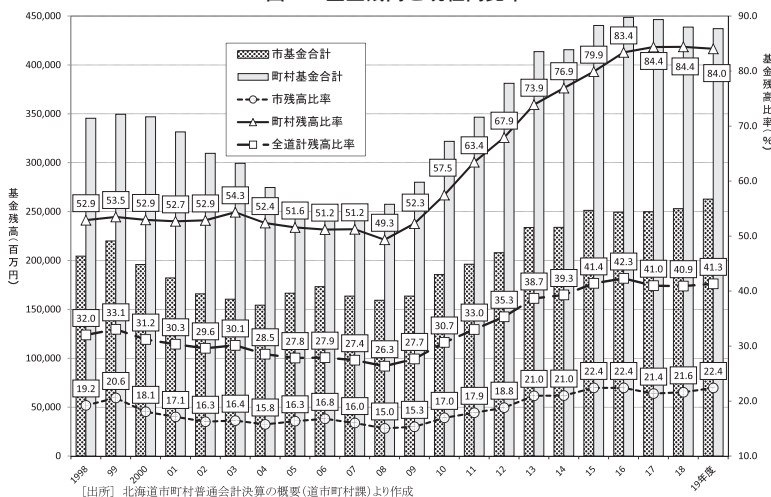
道内市町村の二〇一九年度決算の歳入総額は、三兆三一九億四四五八万円、歳出総額三兆二六七億二七六五万円で、歳入歳出とも前年度比二・五%増となった。基金残高は微増し、地方債残高は前年度とほぼ同額、実質収支が赤字の自治体はないので実質赤字比率は発生していない。

二〇一九年度決算は新型コロナウイルス感染症対策に取り組む前の財政収支で、コロナ感染症対策を施行中の二〇二〇年度決算は、一九年度と異なる歳入歳出内容になるだろう。後継の一覧表の指標を中心に、市町村の財政状況をみてみよう。

1 市の基金は増、町村は微減

道内市町村の基金残高合計は六九九億三二〇〇万円、前年度比一・二%増、六割弱の市町村の基金が前年度より減少したが、全体としては増額となった。内訳は、年度間の財源調整や不測の事態に備える財政調整基金が二一五億四千万円（構成比三〇・七%）、地方債の返済に充てる減債基金九三億六九〇〇万円（同二一・四%）、使道が決まっている特定目的基金三九〇九億二一〇〇万円（同五五・九%）で、使途が特定されている基金が全体のほぼ七割となっている。

図1 基金残高と現在高比率



標準財政規模（交付税十歳与税等十標準税収入額）に対する基金現在高比率は、町村八四・〇%、

市二二・四%（札幌除く市三〇・一%）、全道平均値四一・三%となっている（図1）。比率が一〇〇%を超えているのは五三市町村で、基金残高の多い自治体は後でみる将来負担比率が低いか発生していない。

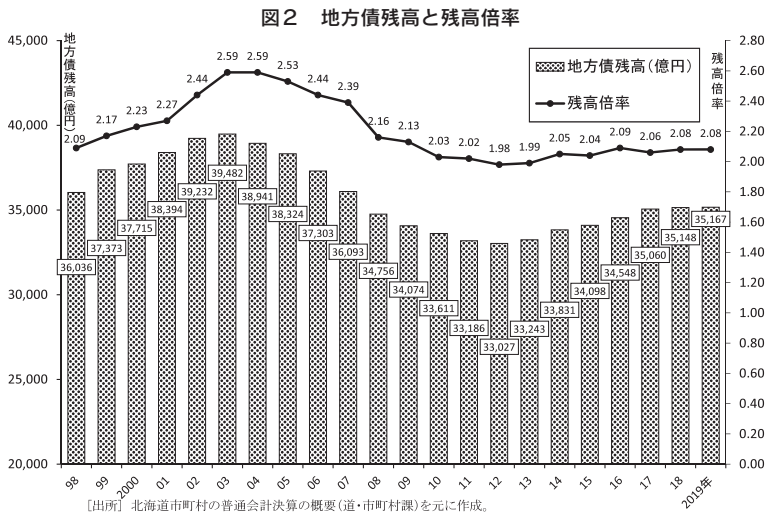
北海道新聞（二〇二〇・九・二二）によると、七月末時点で八七市町村が 新型コロナ対策に充てるため計一二五億円の財政調整基金を取り崩している。二〇年度末時点では基金を取り崩す自治体は増加し、基金残高の減少が見込まれる。

単年度収支に基金積立金と地方債の繰上償還金（黒字要素）を加え、基金取り崩し額（赤字要素）を差し引いた実質単年度収支は、全道計で六〇億五七〇〇万円の赤字となった。基金の積み立てよりも、取り崩し額が多かったため、一〇二市町村が赤字だった。

2 借金残高と残高倍率は変わらず

二〇一九年度の地方債残高は三兆五一六七億円、前年度（三兆五一四八億円）比〇・〇五%増とほぼ同額だったので、標準財政規模に対する残高の割合（倍率）は二・〇八と変化がなかった（図2）。

市は一般単独事業債が減少したのに対し、臨時財政対策債（臨財債）の残高が増えた。町村は過疎債の残高が増えたのに対し、臨財債が減額となった結果、市の残高は二兆四八四億円（前年度比〇・〇%増）、町村の残高は一兆二七三億円（同〇・二%増）となった。前年度より残高が減少したのは二二市八三町村、増えたのは一三市六



一町村だった。事業が多岐にわたる一般単独事業債、過疎地域指定市町村が発行する過疎債、交付税の代替財源の臨財債の三つで、残高の七割を占める。町村は過疎債と臨財債がともに三割、市は臨財債が四割を占め、一般単独事業債が二割強となっている。臨財債の発行は抑制傾向にあったが、二〇二一年度は新型コロナウイルスの影響により収減が見込まれるため、二〇年度比二・三兆円増の五・五兆円の

大增発となっている。後年度の返済負担の影響が懸念される。

今後の地方債返済の重さをみる地方債残高倍率は市二・二二(前年度二・一三)、町村一・九八(同一・九七)、全道計二・〇八(同二・〇八)となった。倍率が二・〇倍(二・〇〇%)を超える借金返済で財政運営は窮屈になり、三・〇倍(三・〇〇%)を超える返済の負担が大きく、財政運営は厳しい。

二・〇倍を超えているのは八二市町村(前年度八一市町村)で、このうち三・〇倍を超えているのは夕張市、北見市、士別市、寿都町、大空町、北竜町の六自治体。残高倍率の高い自治体は、後でみる将来負担比率も高くなる。

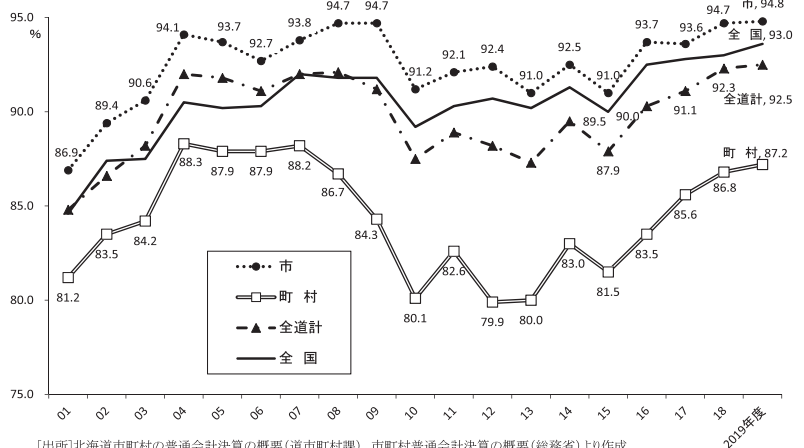
なお、地方債残高が増えても、標準財政規模がそれ以上に増えれば、残高倍率は低下する。逆に、残高が減少しても、標準財政規模もさらに縮小すれば、残高倍率は上昇するので、注意が必要。残高のピークは過ぎたのか、これからピークなのか、将来の借金返済の重さは異なる。

3 経常収支比率4年連続で上昇

経常収支比率は、全道平均値、市、町村とも前年度よりわずかに上昇した(図3)。

義務的、経常的経費(人件費、公債費、扶助費、操出金、補助費等、経常的な物件費、維持補修費など)に、地方税、普通交付税、譲与税といった経常一般財源をどのくらい充当したかをみる比率で、自治体財政の弾力性を示す比率として用いる。人件費と福祉分野の扶助費の支出がやや増えた

図3 経常収支比率の推移



のに対し、町村は交付税の減少、さらに経常一般財源を含む臨財債が市で一六・五%減、町村で二三・七%減となり、比率が上昇した。

比率が九〇%を超えると一般財源の残高が少なくなるため、財政運営は窮屈になる。一〇〇%を超えると、経常的な支出に臨時的な収入を充てる苦しい財政運営で、財政は硬直化している。

逆に、比率が低く、一般財源の残高が大きいと、

その自治体の財政構造には弾力性があることになる。しかし、市、町村の平均値にくらべ極端に比率が低い場合は、近隣や類似の自治体と比較して住民サービスの水準が低くないか、職員数と給与が抑制されていないかなどの点検が必要だろう。

二〇一九年度で比率が一〇〇%を超えているのは、夕張市と美唄市。夕張市は財政再生振替債の元利返済金の公債費が毎年度約二六億円と多いため、高比率がつづいている。なお全道平均値の九二・五%を上回っているのは、一七市、三二町村。かつては、借金返済の公債費が多いため比率を高めたていたが、最近では事業の民間委託を含む物件費、一部事務組合の負担金を含む補助費、他会計への繰出金、維持補修費の比率が高くなってきている。

4 健全化判断比率、四指標の状況

自治体財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律、二〇〇八年度施行）では、以下の四指標のうち一つでも基準を超えた自治体は、早期健全化計画もしくは財政再生計画の策定が義務づけられ、財政の健全化と再生を図ることになる。再生自治体の夕張市を除き、健全化基準を超える自治体はない。各指標の状況みてみよう。

①実質赤字、連結赤字は発生していない

二〇一九年度は実質赤字比率、連結実質赤字比率が発生している自治体はなかった。

実質赤字比率は、標準財政規模に対する普通会計の実質収支の赤字の比率で、実質収支比率と同

じである。自治体の標準財政規模に応じた健全化基準（市町村一・二五%から一五%、都道府県三七・五%）と、赤字比率が二〇%（都道府県五%）を超えるると再生自治体になる。再生基準は旧財政再建法における財政再建団体の実質収支の赤字比率二〇%（五%）と同じ設定である。

毎年秋、各自治体が公表する健全化判断比率の状況では、収支が黒字だと「赤字比率は発生していない」となり、決算カードでも空欄のままになっている。黒字の比率も含め、四指標を公表している自治体もあり、すべての自治体で公表すべきである。

後掲の一覧表では、黒字の比率を正の値で表示してある。実質赤字比率と同じ実質収支比率は経験的に三%から五%程度の黒字が望ましいとされできた。

連結実質赤字比率は、普通会計に加え、特別会計、公立病院や上下水道などの公営企業も対象にし、自治体の各会計収支を合算した赤字の比率で、連結赤字は発生していない。

過去に連結赤字が発生した自治体は、病院事業会計の資金不足によるケースが多かった。合算した収支全体では赤字を解消したが、一六自治体の病院会計では資金不足が発生している。ある会計が赤字であっても、合算した収支が黒字だと連結赤字比率は発生しないことになるので、注意が必要。資金不足が発生している会計は、健全化の取り組みが必要になる。

この連結赤字比率も収支が黒字だと「赤字比率は発生していない」となり、決算カードも空欄である。後掲の表では黒字の比率を正の値で表示し

てある。市町村の早期健全化基準は、標準財政規模に応じて市町村一六・二五%から二〇%以上、都道府県八・七五%以上。財政再生基準は市町村三〇%以上、都道府県一五%以上の赤字比率となる。

②町村の実質公債費比率は上昇傾向

地方債発行が許可制から協議制への移行にともない、実質公債費比率で起債の制限を行っており、健全化判断比率としても用いる。一般会計が負担している他会計の借金返済も含めた比率で、三力年の加重平均値で借金返済の重さをみる。

健全化法施行以前に一般単独事業債が制限される二五%以上が早期健全化基準に、公共事業債が制限される三五%以上が財政再生基準となる。一八%を超えると、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられ、地方債の発行は許可制となる。

健全化法が施行された二〇〇八年度決算では、七市町が二五%を超えて早期健全化自治体となり、二〇一一年度までに全自治体が健全化計画を完了した。再生自治体の夕張市は、再生振替特例債の元利返済金が多額なため、実質公債費比率は六九・九%と再生基準（三五%）を超えている。再生振替債の返済が完了し、比率が再生基準を下回る二〇一九年度で再生計画を終える。

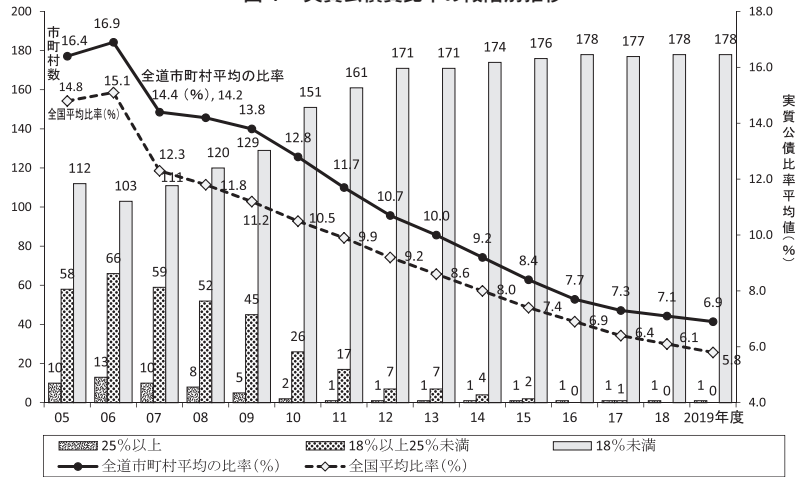
起債事業の抑制に加え、返済の一部が交付税措置される地方債が多いため、比率は一貫して低下し、二〇一九年度の平均値は六・九%と最小になった（図4）。再生自治体の夕張市を除き、一八%を超えている自治体もない。

浦臼町、新十津川町、沼田町、中頓別町は比率

がマイナスになった。地方債の繰上償還により返済は終わっているが、当初の償還分に対する交付税措置の額を、実際の元利償還額から差し引くとマイナスになるため、比率がマイナスになる。

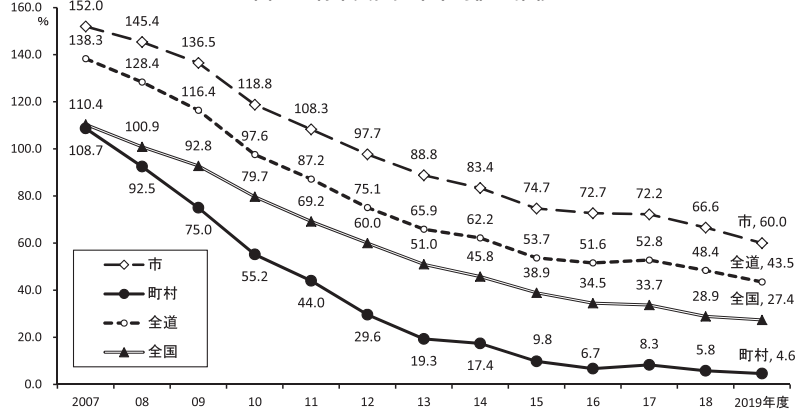
なお、単年度の比率が上昇または低下しても、比率は三方年の平均値を用いるので変化がない場合がある。

図4 実質公債費比率の段階別推移



【出所】北海道市町村の普通会計決算の概要(道市町村課)、市町村の普通会計決算概要(総務省)より作成

図5 将来負担比率平均値の推移



【出所】北海道市町村の普通会計決算の概要(道市町村課)、健全化判断比率の基礎数値(総務省)より作成

③町村の4割強が将来負担比率発生しない

特別会計、公営企業会計、一部事務組合、広域連合、地方公社、第三セクターも含め、一般会計が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率。将来負担するまじ全体の借金をみる指標で、早期健全化基準は市町村三五〇%以上、政令指定都市と都道府県は四〇〇%以上。再生基準の設定はない。

比率は一貫して低下し、二〇一九年度の全道平均値は四三・五%、市六〇・〇%、町村は四・六%まで低下した(図5)。町村の低比率が顕著なのは、「将来負担比率が発生しない」のが町村の四割強を占めているため、全体の比率が低くなる。比率が発生していないのは、負債がないことを意味しない。返済に充てることが可能な基金、地方債償還の基準財政需要額参入見込み額(交付税措置分)などが、将来負担する負債の額よりも多くなるため、計算上マイナスの比率になり、将来負担比率が発生しないことになる。

後掲一覧表では将来負担比率が発生していないのはマイナスで表示してあるが、これも決算カードでは空欄のままになっている。

夕張市は財政再生振替債の残高が多いため、比率は三九九・七%と再生基準を上回っている。また一〇〇%を超えている六市四町は、地方債残高が多いのに対し、基金残高が少ない状況にある。指標の上では、健全化団体になる懸念の自治体はないが、今年度(二〇二〇年度)は、補正によるコロナ感染症対策の財政出動、税取減が見込まれ、自治体によっては厳しい財政運営を反映した決算状況が危惧される。自治体財政が厳しくなると人件費削減が目向くが、財政指標の変動に一喜一憂せず、厳しい財政状況はどこに要因があるのか、歳入歳出構造の客観的な分析と把握が必要になるだろう。

へつじみち まさのぶ・北海道地方自治研究所研究員